

事務連絡

平成 28 年 7 月 4 日

各 都道府県、指定都市、中核市 民生主管部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する  
介護職員等の派遣依頼について（第 3 回（追加依頼））

標記については、平成 28 年 6 月 13 日付事務連絡「平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について（第 3 回）」により、7 月中に被災地への派遣が可能な介護職員等を登録いただきまして、7 月においても引き続き介護職員等の派遣を実施しているところです。

被災地においては、職員の被災等による社会福祉施設等への影響は減少してきているところですが、避難所が縮小される中で、社会福祉施設等は福祉避難所として高齢者等の要援護者を受入を行うなど、社会福祉施設等に対する人的支援が引き続き必要な状況にあります。

7 月 4 日現在、7 月の熊本県内の社会福祉施設等から介護職員等の派遣要望については、福祉避難所として高齢者等要援護者の受入を行っている 12 の社会福祉施設等からの延べ 700 人超を含め、多くの要望がある一方、上記依頼により、7 月分の派遣可能職員として全国で 900 人弱を登録いただいておりますが、具体的なマッチング作業の結果として、7 月 15 日以降に派遣をお願いする介護職員等が、特に高齢分野において不足している状況となっております。

つきましては、貴管内の社会福祉施設等に対して、上記 6 月 13 日付事務連絡と同様の取扱いにより、改めて 7 月 15 日以降の派遣可能職員の登録を依頼いただきまして、7 月 11 日（月）までに各担当部局まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、マッチング作業を速やかに進めるため、締切前においても登録可能な分は締切を待たずに随時提出いただきますようお願いいたします。また、締切を過ぎた後も受け付けますので、社会福祉施設等から登録がありましたら、送付をお願いいたします。